

IV 事業の主なポイント

①借受け基準

公社(機構)は、農用地等としての利用が著しく困難な場合や農用地等を貸付ける可能性が著しく低い場合は、当該農用地は借受け出来ません。

②貸付け先決定ルールの基本原則

- 人・農地プラン等の地域合意を最大限に考慮し、農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の団地的利用になること。
- 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- 地域農業の健全な発展につながること。

③契約の解除

公社が農地を借受けて2年を経過してもなお、受け手に農地を貸付ける見込みがないときは、県知事の承認を受け、契約を解除し農地を返還します。

④手数料の負担

公社は出し手・受け手双方から毎年借賃の1パーセントを手数料として頂きます。

V 農地の権利設定の流れ・スケジュール

① 機構は、地域ごとに、定期的に農用地等の借受希望者(受け手)の募集を行い、認定農業者や新規参入希望者を含めて、借受希望者(受け手)の希望内容を公表します。

② 機構に貸し付けようとする農用地等が出てきた時点で、地域、農用地等の状況を踏まえ機構の借受基準に沿って農地中間管理権を取得し、県知事の認可を受けて作成した貸付け先決定ルールに即して、1の借受希望者(受け手)と協議を行い、貸付け先を決定します。

③ 機構は、一定の地域について農用地利用配分計画を決定し、県へ認可申請をします。

④ 農用地利用配分計画を県が認可し、公表することで借受希望者(受け手)へ権利が移転します。

人・農地プランとは?

「人・農地プラン」は、農業従事者の高齢化や担い手不足が心配される中、5年後、10年後までに、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを、地区の話し合いに基づきまとめる計画(プラン)です。

●今後の地区の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)は誰か。●地区の中心となる経営体へどうやって農地を集めるか。…等

問い合わせ先

最寄りの市町村・農業委員会・JA・円滑化団体等へ

〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

公益社団法人新潟県農林公社 ☎025-285-8442~3

ホームページ▶ <http://www.nochibank-niigata.com/>

農地中間管理事業の概要



農地集積バンク



農地中間管理機構

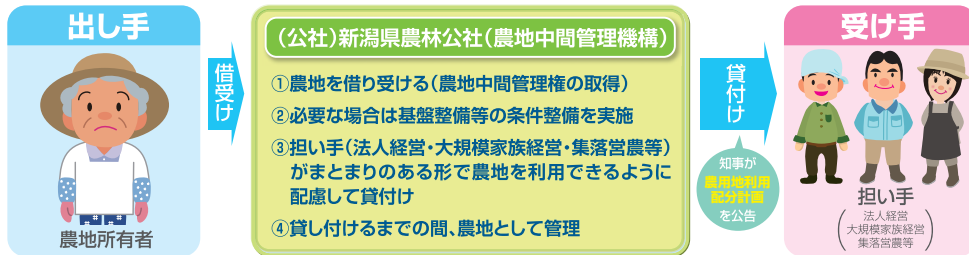


平成28年7月

公益社団法人 新潟県農林公社

I 農地中間管理事業とは

農地中間管理事業とは、農用地等を貸したい農家(出し手)から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)への農用地の集積・集約化を進めるため、「農地集積バンク(農地中間管理機構)」が農用地の中間的受け皿となる事業です。



【農地中間管理権とは】

農用地等について、貸し付けることを目的として、農地中間管理機構が取得する賃借権又は使用貸借による権利並びに農地法に規定する利用権をいいます。

【農用地利用配分計画とは】

農地中間管理機構が定めた「農用地利用配分計画」を知事が公告することにより、農地の権利移動が行われます(農地法に基づく農業委員会の許可は不要)。これは、機構が受け手に貸し付ける手続きをできるだけ簡素化する観点から設けられた仕組みです。

II 農地の出し手・担い手に対する支援

要件を満たせば「機構集積協力金」が受けられます。

① 農地の出し手に対する支援 (機構集積協力金)

地域に対する支援 (地域集積協力金)

1. 交付対象者

市町村の「地域」
※「地域」とは、集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域のこと。

2. 交付要件

「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること。
※毎年度一定時点で判断

3. 交付単価

地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価を機構への貸付面積に乘じた金額を交付(使い方は地域の判断)

2割超5割以下: 1.5万円/10a
5割超8割以下: 2.1万円/10a
8割超: 2.7万円/10a
※29年度までの特別単価(=基本単価の1.5倍)(30年度は基本単価)

個々の出し手に対する支援

経営転換・リタイアする場合の支援 (経営転換協力金)

1. 交付対象者

機構に貸し付けることにより

- 経営転換する農業者
- リタイアする農業者
- 農地の相続人

2. 交付要件

- 全農地を10年以上機構に貸付け
- かつ、農地が機構から受け手に貸し付けられること。
(集落営農と特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象)

3. 交付単価

0.5ha以下: 30万円/戸
0.5ha超2ha以下: 50万円/戸
2ha超: 70万円/戸

農地の集積・集約化に協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)

1. 交付対象者

機構の借受農地等に隣接する農地(交付対象農地)を

- 自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者
- 所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者

2. 交付要件

- 交付対象農地を10年以上貸付け
- かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること。

3. 交付単価

1万円/10a
※29年度までの特別単価(=基本単価の2倍)(30年度は基本単価)

交付ルート

国



県



市町村

←申請
→交付

農業者等

② 農地中間管理事業活用型経営発展支援事業(平成28年度県単事業・1.56億円)

出し手農家の経営転換や、担い手が機構を利用した規模拡大に必要な機械・施設の整備も支援しています。

経営拡大支援

1. 補助対象

機構を活用し、規模拡大するために必要な機械・施設の整備

2. 採択要件

機構から農地を借り受けて新たに集積することにより、経営面積が3年間で10ha以上増加すると見込まれること(初年度は4ha以上、ただし、中山間地域は3年間で8ha以上、初年度は3ha以上)。



経営転換支援

1. 補助対象

農地の出し手農家の経営転換後の営農に必要な機械・施設の整備

2. 採択要件

- 機構を通じて10年以上の権利設定を行い、かつ、稲作以外で営農を継続すること。
- 経営転換後、1年間の農産物販売額がおおむね15万円以上見込まれること。



III 機構を活用して農地の集積・集約化に取り組んだ優良事例紹介

新潟県弥彦村大戸地区

圃場整備に合わせ、一時利用地指定後に農地中間管理事業を活用することで、担い手への農地集積・集約化と地域集積協力金による基盤整備の地元負担軽減を図った。



分散している農地

機構の活用のイメージ (農地利用図)



担い手ごとにまとまった農地



活用前

- ① 機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率: 43.5ha, 69.5%
- ② 機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積: 8.7ha/経営体
- ③ 機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数: 20箇所
- ④ 機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積: 2.1ha/団地
- ※ 団地: 連続して作付けができるほ場



活用後(平成28年~)

- ① 機構から転貸を受けた担い手の集積面積・集積率: 56.1ha, 89.0%
- ② 機構から転貸を受けた担い手の平均経営面積: 11.2ha/経営体
- ③ 機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数: 14箇所
- ④ 機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積: 4.0ha/団地
- ⑤ 機構から転貸を受けた新規就農者数: 0人
- ⑥ 機構から転貸を受けた参入企業数: 0法人

農地の集積・集約化で生産コスト削減!